

自主防災組織のしおり

自主防災組織の概要
補助金制度の概要

斑 鳩 町

(令和8年4月改定)

目 次

自主防災組織の概要

- ・「はじめに」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ・「自主防災組織」とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ・「コミュニティ活動」の一環・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ・「自主防災組織」の結成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ・「防災計画」の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- ・「日常」の活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- ・「非常時」の活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

補助金制度の概要

- ・「補助金制度」の利用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- ・補助金対象経費にかかる注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- ・「自主防災組織補助金の交付申請」の流れ・・・・・・・・・・ 10

参考資料

- ・ 自主防災組織規約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- ・ 自主防災組織防災計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- ・ 自主防災組織図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

記載例

- ・ 斑鳩町自主防災組織設立・活動支援補助金交付申請書（様式第1号）・・・ 19
 - 添付書類 自主防災組織 設立・活動事業計画書・・・・・・・・ 20
 - 添付書類 歳入歳出予算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- ・ 斑鳩町自主防災組織設立・活動支援補助金実績報告書（様式第3号）・・・ 22
 - 添付書類 自主防災組織 設立・活動事業実績報告書・・・・ 23
 - 添付書類 歳入歳出決算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- ・ 斑鳩町自主防災組織設立・活動支援補助金交付請求書（様式第5号）・・・ 25

各種申請書類

- ・ 斑鳩町自主防災組織設立・活動支援補助金交付申請書（様式第1号）・・・ 27
 - 添付書類 自主防災組織 設立・活動事業計画書・・・・・・・・ 28
 - 添付書類 歳入歳出予算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- ・ 斑鳩町自主防災組織設立・活動支援補助金交付決定通知書（様式第2号）・・・ 30
- ・ 斑鳩町自主防災組織設立・活動支援補助金実績報告書（様式第3号）・・・ 31
 - 添付書類 自主防災組織 設立・活動事業実績報告書・・・・ 32
 - 添付書類 歳入歳出決算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- ・ 斑鳩町自主防災組織設立・活動支援補助金交付請求書（様式第5号）・・・ 35

Q & A (P36～)

自主防災組織の概要

．．．．．「はじめに」．．．．．

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、マグニチュード9.0という過去に例を見ない巨大地震であり、大津波や激しい揺れによって甚大な被害をもたらしました。さらに、その後も平成28年の熊本地震、平成30年7月豪雨、そして令和6年1月に発生した能登半島地震など、大規模な自然災害が頻発しています。特に能登半島地震では、道路の寸断や集落の孤立により、公的な支援が届くまでに時間を要する事態が発生し、改めて「地域で助け合うこと」の重要性が浮き彫りとなりました。

こうした度重なる災害を受け、国や自治体は防災対策の抜本的な強化に取り組んでいますが、大規模災害発生時には、行政自身も被災し、救助・救援活動や避難所運営などの「公助」にはどうしても限界が生じます。

そこで、自分の命は自分で守る「自助」とともに、地域や近隣の人たちが互いに協力し、組織的に防災活動に取り組む「共助」が不可欠となります。

平成7年の阪神・淡路大震災の教訓から、地域における自主防災組織の必要性が強く認識されるようになり、その結成は全国的に進みました。総務省消防庁のデータによると、自主防災組織の活動カバー率（全世帯数のうち、自主防災組織の活動範囲に含まれている世帯の割合）は、令和6年4月1日現在で85.4%に達しており、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識は着実に定着しています。

しかしながら、社会環境の変化に伴い、自主防災組織の運営には新たな課題も生じています。少子高齢化による活動の担い手不足や、昼間の活動要員の減少に加え、近所付き合いの希薄化やマンション居住者の増加など、地域コミュニティのあり方も変化しています。

こうした課題を乗り越え、災害に強いまちづくりを進めるためには、従来の枠組みにとらわれず、地域の企業、学校、福祉施設など多様な主体と連携することが重要です。また、地域の実情に合わせた「地区防災計画」の策定など、地域全体の力を結集した実践的な取組みが求められています。

このしおりが、新たな自主防災組織の結成や、これからの活動をより活性化させるための一助として活用されることを期待しています。

．．．．．「自主防災組織」とは．．．．．

自主防災組織は、「自分たちの地域は、自分たちで守る」という地域住民の自発的な意識と連帯感に基づいて結成される組織です。

大地震が発生した場合、消防をはじめとする防災関係機関は全力を挙げて防災活動を行います。災害時にはこの防災関係機関の活動は著しく困難になる事が予想されます。

こうしたなかで、被害を最小限に食い止め、地域住民自らが災害の初期段階で防災活動を行う事が大変重要になります。

また、災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障がいをお持ちの方などの災害時要援護者に対して、誰よりも早く支援の手を差し伸べられるのは地域の方々です。

このように「自主防災組織」には、日頃から地域の防災訓練などを通じ、いざというとき、一体となって地域の方々の避難支援や救出救護活動等を行うことが期待されています。

・・・・・・「コミュニティ活動」の一環・・・・・・

「向う三軒両隣」の近所付き合いがあった昔の生活とは違い、現在の私達の生活は、住民相互のふれあいの機会が少なくなり、近所の連帯意識が希薄になっていると言われています。

そこで、地域の人々が手をつないで輪を広げ、集団生活を通じて心の通い合う生活環境を実現するための「コミュニティ活動」が期待されています。防災組織づくりもそのひとつで、自治会内で防災組織づくりを推進していくことが、災害に強い町づくりにもつながります。

・・・・・・「自主防災組織」の結成・・・・・・

自主防災組織をつくるには、まず地域の実情などにより規模も変わります。

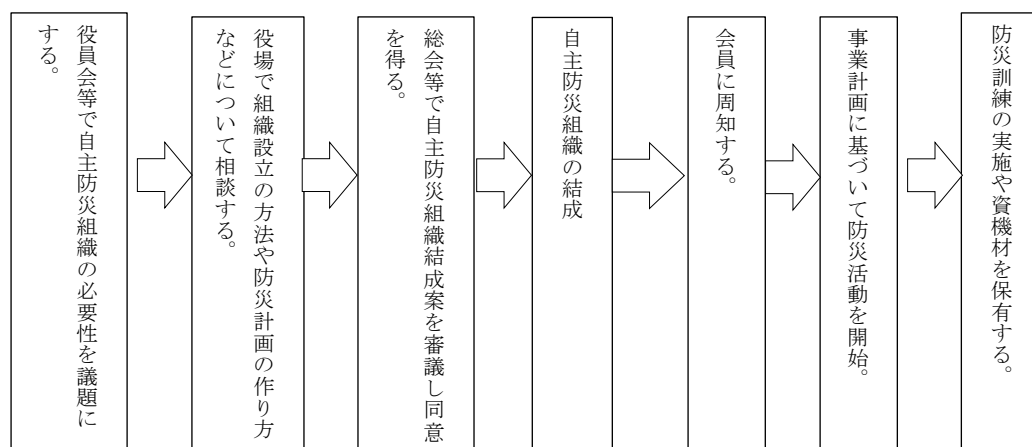
地域のとらえ方としては、

- 地域みなさんが、防災活動を行う場合に、お互いに協力して「私たちのまちを守る」という連帯感や、日常生活を営むうえで、一体性を有し活動し得ることが望ましいと考えられます。

具体的には、地域の互助やコミュニティ活動等を主な目的としている自治会が主体となり結成や活動していくことが望ましい。

- 自治会で結成に向け、具体的にどのように進めるかなどの相談は、役場安全安心課に連絡してください。TEL74-1001（内線272）
- 自治会で、次の手順一例により結成を進めましょう。

組織結成までの手順一例



・・・・・・「防災計画」の作成・・・・・・

自主防災組織として、あらかじめ、防災計画を作りましょう。日頃はどのような対策を進めるか、災害時はどう活動するかなど、地域の実情に合わせ、具体的に決めることが大切です。

(留意点)

- ◇ 効果的な組織作りのためには、役割分担を明確にします。
- ◇ 活動を継続していくためには、良きリーダーが必要になります。
そのリーダーを中心に一つにまとまるように、一人ひとりが協力していくことが大切です。
- ◇ 地震は、いつ発生するかわかりません。昼と夜とでは、地域内の状況も異なることなど、いろいろな場合を想定して具体的に計画をたてておくことも大切です。

自主防災組織の班編成の例 とその役割

情報班	情報の収集・伝達、広報活動
消火班	火災予防、防火広報、出火時の初期消火
救出・救護班	資機材の整備、災害時負傷者等の救出と救護活動
避難誘導班	避難経路の確認、住民の的確な避難誘導
給食・給水班	水、食糧等の配分、炊き出し等の給食給水活動

・・・・・・「日常」の活動・・・・・・

○防災の正しい知識を身につけることが大切！

いざというときに、地域のみなさんが、効果的に活動できるかどうかは、日頃、防災に関する正しい知識を持っているかどうかにかかっています。

そのためには、自主防災組織としてあらゆる機会をとらえて、地域防災力を高め合えるよう知識の習得に努めることが大切です。

○いざという時に備えて訓練をする。

大地震が発生したとき、とっさに私達の心体はなかなか思うように動かないものです。落ちついた行動がとれるよう防災活動に必要な知識等を身につけましょう。

なお、地域での防災訓練には、西和消防署員の指導による訓練も実施していますので、是非ご活用ください。

・・・・・・「非常時」の活動・・・・・・

○情報収集・伝達・広報活動

災害が発生する恐れがあるときや、発生した場合に的確な予防・応急体制をとるに

は、正確な情報を迅速に集めて伝達することが必要です。伝達経路として「自主防災組織」の果たす役割は非常に重要です。

○初期消火活動

過去の大地震の教訓として、地震による被害の中で一番恐ろしいのは、火災の同時多発です。

最初の揺れが大きくて火の始末ができなくても地震の揺れは1～2分間といわれていますから、揺れがおさまってからすばやく火の始末をし、仮に出火した時に、初期消火が可能（無理はしない。）ならば「火事だ！」と大声で叫び、隣近所の人達の協力を求め、消火器、バケツ等で初期消火します。

また、「119番」通報します。

○避難誘導活動

災害が発生し、また発生する恐れがある場合、町では、住民の生命、身体に危険が生じると判断した時、避難の勧告または、指示を行います。

避難活動は、次のことに注意して行いましょう。

- 1 避難情報は、地域内のすべての人に正確かつ迅速に伝達する。
- 2 避難誘導責任者の指示に従って、まとまって行動する。
- 3 地域内の災害時要援護者を優先し、避難誘導する。

(災害時の避難施設の種類について)

- ◇ 一時避難場所 地震等の災害発生時、一時的に避難する場所（小中学校や公園等）
- ◇ 指定避難所 地震等の災害発生時、市街地火災等による延焼の危険性から身の安全を守るため、十分な広さを有する場所（小学校体育館等）

○救出・救護活動

大地震により、負傷者が出た場合これらの人を救出し、救護する必要があります。

(留意点)

- ◇資機材を有効に活用するとともに、必要と認められるときは、速やかに消防機関等に出動を要請する。
- ◇状況に応じて、できるだけ周囲の人から協力を求める。
- ◇負傷者を救出したり、自分達で応急手当を施し、さらに医師の手当が必要な場合には直ちに医療救護所へ搬送する。

○給食給水活動

大規模な災害が発生した場合では、食料品、飲料水、生活用品が不足することが考えられます。そこで各家庭において、最低3日分は生活ができる飲食物を用意しておきましょう。

補助金制度の概要

・・・「補助金制度」の利用・・・

斑鳩町自主防災組織設立及び活動支援補助金

詳しい申請方法等については10ページ以降を参照してください。

補助金交付の目的

この補助金は、自主防災組織を設立し、活動している自治会等に対し、活動の経費を補助することにより、自主防災活動の促進を図ることを目的としています。

補助金の種類及び金額

1 **設立支援補助金（設立年度のみ）**

必要な防災資機材の購入等、自主防災組織設立に要する経費に対し補助金を交付します。

戸数	設立支援補助金
50戸未満	50,000円
50戸以上100戸未満	100,000円
100戸以上	150,000円

2 **活動支援補助金（設立の翌年度から）**

防災訓練、学習会等、自主防災組織の活動に要する経費に対し補助金を交付します。

※令和8年4月1日から活動支援補助金制度を改正しています。

活動支援補助金	
自主防災組織が活動に要する補助対象経費のうち、戸数に応じた金額（基準額）以内の部分はその実費を補助し、基準額を超える部分については、その3分の2に相当する額を補助。（上限150,000円）	
【基準額】	
50戸未満	20,000円
50戸以上100戸未満	40,000円
100戸以上	60,000円



活動支援補助金の例

- ✓ 補助金の金額は実費金額となります。

- 50 戸未満の団体(基準額 20,000 円)が、8,000 円分の活動をした場合
→ 補助金額 8,000 円
- 50 戸以上 100 戸未満の団体(基準額 40,000 円)が 40,000 円分の活動をした場合
→ 補助金額 40,000 円

- ✓ 基準額を超える経費(超過分)については、超過分の 2/3 を補助します。

- 50 戸未満の団体(基準額 20,000 円)が、50,000 円分の活動をした場合
→ 補助金額 40,000 円
(内訳) 20,000 円(基準額)
30,000 円(超過分)×2/3=20,000 円(超過分の 2/3)
自己負担額 10,000 円
- 100 戸以上の団体(基準額 60,000 円)が 100,000 円分の活動をした場合
→ 補助金額 86,666 円
(内訳) 60,000 円(基準額)
40,000 円(超過分)×2/3=26,666 円(超過分の 2/3)
自己負担額 13,334 円

- ✓ 補助金の上限は 150,000 円です。上限を超えた分は補助されませんのでご注意ください。

- 50 戸未満の団体(基準額 20,000 円)が、300,000 円分の活動をした場合
→ 補助金額 150,000 円
(内訳) 20,000 円(基準額)
280,000 円(超過分)×2/3=186,666 円(超過部分の 2/3)

補助金の計算は 206,666 円(基準額 20,000 円+超過部分の 2/3 186,666 円)となりますが、補助金の上限は 150,000 円であるため、補助金額は 150,000 円となります。

自己負担額 150,000 円

- 50 戸以上 100 戸未満の団体(基準額 40,000 円)が、500,000 円分の活動をした場合
→ 補助金額 150,000 円
(内訳) 40,000 円(基準額)
460,000 円(超過分)×2/3=306,666 円(超過部分の 2/3)

補助金の計算は 346,666 円(基準額 40,000 円+超過部分の 2/3 306,666 円)となりますが、補助金の上限は 150,000 円であるため、補助金額は 150,000 円となります。

自己負担額 350,000 円

■補助金早見表（参考）

- ・補助金額は小数点以下切り捨てとなります。
- ・★印の金額までは自己負担ゼロです。
- ・補助金が上限 150,000 円に達した行以降は、補助金の金額は変わりません。
- ・自動計算ツール（Excel）を町ホームページに掲載しています。

① 50 戸未満の組織（基礎部分：20,000 円まで全額補助）

経費	基礎部分補助	超過部分補助	補助金合計	自己負担	補助率
5,000円	5,000円	0円	5,000円	0円	100.00%
10,000円	10,000円	0円	10,000円	0円	100.00%
15,000円	15,000円	0円	15,000円	0円	100.00%
★20,000円	20,000円	0円	★20,000円	0円	100.00%
25,000円	20,000円	3,333円	23,333円	1,667円	93.30%
30,000円	20,000円	6,666円	26,666円	3,334円	88.90%
40,000円	20,000円	13,333円	33,333円	6,667円	83.30%
50,000円	20,000円	20,000円	40,000円	10,000円	80.00%
60,000円	20,000円	26,666円	46,666円	13,334円	77.80%
70,000円	20,000円	33,333円	53,333円	16,667円	76.20%
80,000円	20,000円	40,000円	60,000円	20,000円	75.00%
90,000円	20,000円	46,666円	66,666円	23,334円	74.10%
100,000円	20,000円	53,333円	73,333円	26,667円	73.30%
150,000円	20,000円	86,666円	106,666円	43,334円	71.10%
200,000円	20,000円	120,000円	140,000円	60,000円	70.00%
220,000円以上	20,000円	133,333円	150,000円（上限）	経費－150,000円	

② 50 戸以上 100 戸未満の組織（基礎部分：40,000 円まで全額補助）

経費	基礎部分補助	超過部分補助	補助金合計	自己負担	補助率
10,000円	10,000円	0円	10,000円	0円	100.00%
20,000円	20,000円	0円	20,000円	0円	100.00%
30,000円	30,000円	0円	30,000円	0円	100.00%
★40,000円	40,000円	0円	★40,000円	0円	100.00%
50,000円	40,000円	6,666円	46,666円	3,334円	93.30%
60,000円	40,000円	13,333円	53,333円	6,667円	88.90%
70,000円	40,000円	20,000円	60,000円	10,000円	85.70%
80,000円	40,000円	26,666円	66,666円	13,334円	83.30%
90,000円	40,000円	33,333円	73,333円	16,667円	81.50%
100,000円	40,000円	40,000円	80,000円	20,000円	80.00%
150,000円	40,000円	73,333円	113,333円	36,667円	75.60%
200,000円	40,000円	106,666円	146,666円	53,334円	73.30%
205,000円	40,000円	110,000円	150,000円	55,000円	73.20%
210,000円以上	40,000円	113,333円	150,000円（上限）	経費－150,000円	

③ 100 戸以上の組織 (基礎部分：60,000 円まで全額補助)

経費	基礎部分補助	超過部分補助	補助金合計	自己負担	補助率
10,000円	10,000円	0円	10,000円	0円	100.00%
20,000円	20,000円	0円	20,000円	0円	100.00%
30,000円	30,000円	0円	30,000円	0円	100.00%
40,000円	40,000円	0円	40,000円	0円	100.00%
50,000円	50,000円	0円	50,000円	0円	100.00%
★60,000円	60,000円	0円	★60,000円	0円	100.00%
70,000円	60,000円	6,666円	66,666円	3,334円	95.20%
80,000円	60,000円	13,333円	73,333円	6,667円	91.70%
90,000円	60,000円	20,000円	80,000円	10,000円	88.90%
100,000円	60,000円	26,666円	86,666円	13,334円	86.70%
150,000円	60,000円	60,000円	120,000円	30,000円	80.00%
200,000円以上	60,000円	93,333円	150,000円 (上限)	経費 - 150,000円	

防災資機材の例

救出・救護・ 避難用具	情報収集・ 伝達用具	給食・給水用具	食糧・医薬品・その他
バール ジャッキ のこぎり スコップ つるはし ハンマー 斧 懐中電灯 ロープ ビニールシート 発電機 発電機用携行缶 投光器 コードリール ポータブル電源	トランジスタメガホン トランシーバー ハンドマイク ラジオ ホイッスル	備蓄燃料 調理器具 食器 消火用具 消火器 (詰替え含む) バケツ ホース	備蓄食糧 備蓄飲料水 飲料水保存容器 備蓄医薬品 ヘルメット 腕章 避難誘導旗 防塵マスク、ゴーグル ポータブルトイレ 簡易トイレ

※補助金対象経費にかかる注意事項 【改定日：令和8年4月1日】

■補助金対象となる例

費目	対象品目例
防災訓練等用経費	・ 三角巾や水消火器など防災訓練で使用する物品 ・ 訓練用炊き出し材料 ・ 燃料【ガソリン・ガスボンベなど】 ・ 防災訓練、講演会参加者用飲料水【水・お茶など】 ・ 講師謝礼 ・ 防災訓練会場用使用料
事務費	・ コピー用紙・プリンターインク・筆記用具【会議資料・啓発チラシなど】 →【自主防災組織の活動に使用するもののみ】
修繕費	・ 防災資機材や防災倉庫の修繕にかかる材料費・修繕費
その他	・ 防災施設見学等に伴う高速代・燃料費・交通費 ・ 自治会館・公民館等集会室等使用料

■補助金対象とならない例

1. 「消防施設整備補助金」「防犯灯設置補助金」「防災士育成事業補助金」「防犯カメラ設置事業補助金」等の補助を受けた金額のうち、自治会負担分にかかる経費に自主防災補助金を充当することはできません。

【補助金の2重補助は受けられません】

2. 自主防災組織の懇親会などの飲食・弁当・アルコール類の購入

3. 防災訓練・パトロールなどへの参加賞

【お弁当・お菓子・おもちゃ・図書カードなどの換金性のあるもの】

■繰越について

補助金制度の改定に伴い、令和8年度以降は、活動支援補助金の繰越はできない取扱いとなりました。このため、交付決定を受けた補助金については、当該年度内に事業を完了していただくようお願いします。

・・・斑鳩町自主防災組織補助金の交付申請の流れ・・・

※令和8年4月1日から補助金申請の流れが変わっています。

申請はいずれの補助金も随時受付しますので、下記の要領で手続きをお願いします。

○設立支援補助金を申請する場合

- 1 自主防災組織を設立する旨を、事前に安全安心課に連絡してください。



- 2 補助金の申請に必要な書類の説明をします。



- 3 補助金の交付申請（巻末の各種申請書類をご利用ください。）

- ・斑鳩町自主防災組織設立・活動支援補助金交付申請書（様式第1号）
- ・自主防災組織規約
- ・防災計画
- ・設立事業計画書
- ・収支予算書



- 4 補助金交付の決定

- ・斑鳩町自主防災組織設立・活動支援補助金交付決定通知書の送付（様式第2号）



- 5 事業の実施



- 6 実績報告書の提出

補助金の交付を受けた年度の3月31日までに実績報告書を提出します。

- ・斑鳩町自主防災組織設立・活動支援補助金実績報告書（様式第3号）
- ・設立事業実施報告書
- ・収支決算書（領収書添付）



- 7 補助金額の確定

- ・斑鳩町自主防災組織設立・活動支援補助金確定通知書の送付（様式第4号）



- 8 補助金の交付請求

- ・斑鳩町自主防災組織設立・活動支援補助金交付請求書（様式第5号）を提出



- 9 補助金の振込み（請求月または翌月に振込み）

○活動支援補助金を申請する場合

- 1 補助金の交付申請（巻末の各種申請書類をご利用ください。）
 - ・斑鳩町自主防災組織設立・活動支援補助金交付申請書（様式第1号）
 - ・活動事業計画書
 - ・収支予算書
- 2 補助金交付の決定
 - ・斑鳩町自主防災組織設立・活動支援補助金交付決定通知書の送付（様式第2号）
- 3 事業の実施
- 4 実績報告書の提出
 - 補助金の交付を受けた年度の3月31日までに実績報告書を提出します。
 - ・斑鳩町自主防災組織設立・活動支援補助金実績報告書（様式第3号）
 - ・活動事業実施報告書
 - ・収支決算書（領収書添付）
- 5 補助金額の確定
 - ・斑鳩町自主防災組織設立・活動支援補助金確定通知書の送付（様式第4号）
- 6 補助金の交付請求
 - ・斑鳩町自主防災組織設立・活動支援補助金交付請求書（様式第5号）を提出
- 7 補助金の振込み（請求月または翌月に振込み）

- ✓ 補助金の交付は実績報告後となります。
- ✓ 事業実施に必要な経費は、一旦組織で立て替えていただく必要があります。
- ✓ 実績報告の期限が「当該年度3月末」に変わります。事業完了後は速やかに実績報告書をご提出ください。
- ✓ 実績報告時に領収書の写しが必須です。領収書は必ず保管してください。

(名称)

第1条 この会は、〇〇町自主防災組織（以下「本組織」という。）と称する。

(活動の拠点)

第2条 本組織の活動拠点は、〇〇とする。

(目的)

第3条 本組織は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「災害」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本組織は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 災害の予防に資するための地域の災害危険の把握に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 災害発生時における情報の収集・伝達及び出火防止・初期消火、避難、救出・救護、給食・給水等応急対策に関すること。
- (5) 防災資機材の整備等に関すること。
- (6) 他組織との連携に関すること。
- (7) その他本組織の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第5条 本組織は、〇〇町内にある世帯をもって構成する。

(役員)

第6条 本組織に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 班長 若干名
- (4) 監査役 2名

2 役員は、会員の互選による。

3 役員の任期は、〇年とする。ただし、再任することができる。

(役員の責務)

第7条 会長は、本組織を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。また、各班活動の指揮監督を行う。

3 班長は、会務の運営にあたるほか、班活動の指揮を行う。

4 監査役は、会の会計を監査する。

(会議)

第8条 本組織に、総会を置く。

(総会)

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関する事。
- (2) 防災計画の作成及び改正に関する事。
- (3) 事業計画に関する事。
- (4) 予算及び決算に関する事。
- (5) その他、総会が特に必要と認めた事。

(防災計画)

第10条 本組織は、災害による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 災害の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関する事。
- (2) 防災知識の普及に関する事。
- (3) 災害危険箇所等の把握に関する事。
- (4) 防災訓練の実施に関する事。
- (5) 災害の発生時における情報の収集・伝達及び出火防止・初期消火、救出・救護、避難、給食・給水、災害時要援護者対策、避難所の管理・運営及び他組織との連携に関する事。
- (6) その他必要な事項

(会費)

第11条 本組織の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第12条 本組織の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第13条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第14条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

付 則

この規約は、○年○月○日から実施する。

〇〇町自主防災組織 防災計画

1 目的

この計画は、〇〇町自主防災組織の防災活動に必要な事項を定め、もって、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 自主防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 災害危険の把握に関すること。
- (4) 防災訓練に関すること。
- (5) 情報の収集伝達に関すること。
- (6) 避難に関すること。
- (7) 出火防止、初期消火に関すること。
- (8) 救出・救護に関すること。
- (9) 給食・給水に関すること。
- (10) 災害時要援護者対策に関すること。
- (11) 他組織との連携に関すること。
- (12) 防災資機材等の備蓄及び管理に関すること。

3 自主防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、また、平常時の活動をより円滑に行うため次のとおり防災組織を編成する。

4 防災知識の普及・啓発

地域住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及・啓発を行う。

(1) 普及・啓発事項

普及・啓発事項は、次のとおりとする。

- ① 防災組織及び防災計画に関すること。
- ② 地震、風水害等についての知識（初動対応含む）に関すること。
- ③ 家庭における住宅の耐震化、家具の転倒防止に関すること。
- ④ 家庭における食糧等の備蓄に関すること。
- ⑤ その他防災に関すること。

(2) 普及・啓発の方法

防災知識の普及・啓発方法は、次のとおりとする。

- ① 広報、パンフレット等の配布

(3) 実施時期

火災予防運動期間、防災の日等に行うほか、他の催し物に付随する形式で随時実施する。

5 地域の災害危険の把握

災害予防に資するため、次により地域固有の防災問題に関する把握を行う。

(1) 把握事項

把握事項は次のとおりとする。

- ① 危険地域、区域等
- ② 地域の防災施設、設備
- ③ 地域で過去に起った災害
- ④ 大規模災害時の消防活動

(2) 把握の方法

災害危険の把握方法は、次のとおりとする。

- ① 町地域防災計画
- ② 学習会等の開催

6 防災訓練

大災害の災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行いうるようにするため、防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種類

- ① 情報収集・伝達訓練
- ② 消火訓練
- ③ 救出・救護訓練
- ④ 避難訓練
- ⑤ 給食・給水訓練
- ⑥ その他の訓練

(2) 訓練の時期及び回数

- ① 訓練は、自主防災組織が定める時期に、年〇回実施する。

7 情報の収集・伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集・伝達を次により行う。

(1) 情報の収集・伝達

情報班は、地域内の災害情報、防災関係機関および報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民、防災関係機関等に伝達する。

(2) 情報の収集・伝達の方法

情報の収集・伝達は、電話、テレビ、ラジオ、インターネット、有線放送、携帯無線機、伝令等による。

8 出火防止及び初期消火

(1) 出火防止

大地震時等においては、出火防止の徹底を図るため、各家庭においては、主として次の事項に重点をおいて点検整備する。

- ① 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況
- ② 可燃性危険物品等の保管状況
- ③ 消火器等消火用資機材の整備状況
- ④ その他建物等の危険箇所の状況

(2) 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようにするため、次の消火用資機材を配備する。

- ① 消火器、水バケツ、消火砂等の各家庭への配備

9 救出・救護

(1) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を要する者が生じたときは、ただちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出・救護活動に積極的に協力する。

(2) 医療機関への連絡

救出・救護班は、負傷者が医師の手当を要するものであると認めたときは、防災関係機関の設置する応急救護所等に搬送する。

(3) 防災関係機関の出動要請

救出・救護班は、防災関係機関による救出を必要とすると認めたときは、防災関係機関の出動を要請する。

10 避難

火災の延焼拡大等により、地域住民の人命に危険が生じまたは生じるおそれがあるときは、次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

斑鳩町（以下「町」という。）の避難指示等が発令されたとき、または、会長が必要と認めたときは、会長は避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班は、会長の避難誘導の指示に基づき、地域住民を町地域防災計画に定められた避難場所に誘導する。

(3) 避難場所

- ①○○公園または○○学校

(4) 避難所の管理・運営

災害時における避難所管理・運営については、町の要請により協力するものとする。

11 給食・給水

避難所等における給食・給水は、次により行う。

(1) 給食の実施

給食・給水班は、町から配布された食糧、地域内の家庭等から提供を受けた食糧等の配分、炊き出し等により給食活動を行う。

(2) 給水の実施

給食・給水班は、町から提供された飲料水、または水道等により確保した飲料水により給水活動を行う。

1 2 災害時要援護者対策

(1) 災害時要援護者台帳・マップ等の作成

災害時に避難状況を把握するため、自治会・自主防災組織等が作成する災害時要援護者台帳・マップ等を作成し、行政、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、訪問介護員、ボランティア、自治会等と連絡を取り合って定期的に更新する。

(2) 災害時要援護者の避難誘導、救出・救護方法等の検討

災害時要援護者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動等について予め検討し訓練等に反映させる。

1 3 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他の自主防災組織や災害ボランティア団体等と連携を図るものとする。

1 4 防災資機材等

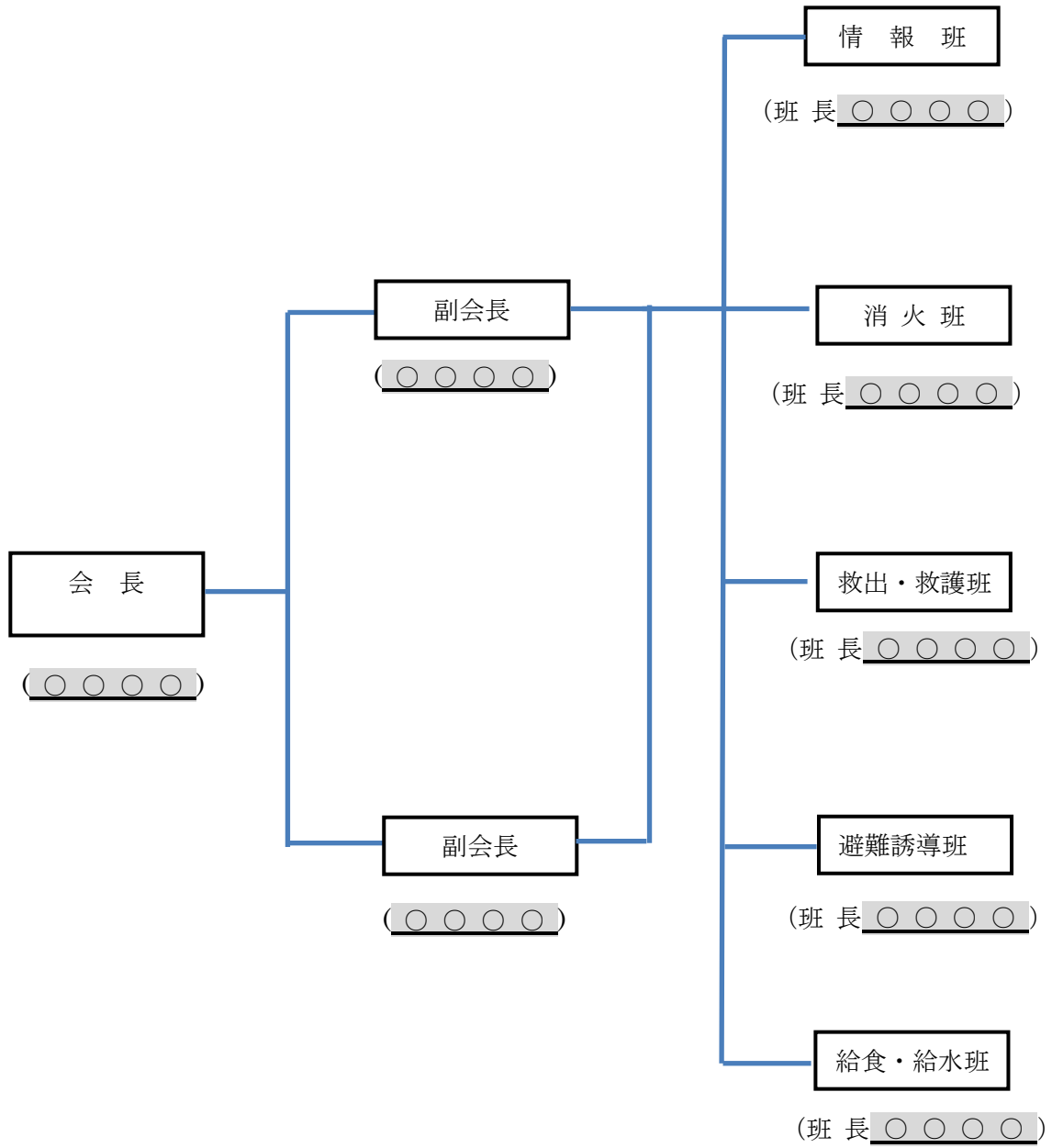
防災資機材等の整備及び管理に関しては、次により行う。

(1) 配備計画

(2) 定期点検

毎年〇月第〇〇曜日を全資機材の点検日とする。

〇〇 自主防災組織図



〇〇年〇〇月〇〇日現在

記載例

様式第 1 号

斑鳩町自主防災組織設立・活動支援補助金交付申請書

斑鳩町長 中西和夫様

申請日を記入してください。

年 月 日

住所

自治会等の名称

代表者名

連絡先

自主防災組織の名称、代表者の住所・氏名・電話番号を記入してください。

※設立支援補助金は設立年度のみの交付となります。また、活動支援補助金は設立年度の翌年度からの交付となります。

斑鳩町自主防災組織設立及び活動支援補助金交付要綱第 7 条の規定により、次のと

おり申請します。

1. 設立自治会等及び戸数

戸

補助金申請時の 4 月 1 日現在の戸数を記入してください。

2. 設立年月日 年 月 日

設立年月日を記入してください。

3. 補助金交付申請額

設立支援補助金 円

活動支援補助金 円

申請する補助金の金額を記入してください。

※添付資料「歳入歳出予算書」の歳入 補助金の金額を転記

4. 添付資料

(1) 設立及び活動事業計画書、収支予算書

(2) 自主防災組織の規約及び防災計画

(3) その他

設立初年度の設立支援補助金申請時のみ、(2)自主防災組織の規約及び防災計画を添付してください。

【設立支援補助金】

50 戸未満	50,000 円
50 戸以上 100 戸未満	100,000 円
100 戸以上	150,000 円

【活動支援補助金】

自主防災組織が活動に要する補助対象経費のうち、戸数に応じた金額（基準額）以内の部分はその実費を補助し、基準額を超える部分については、その 3 分の 2 に相当する額を補助。（上限 150,000 円）

【基準額】 50 戸未満	20,000 円
50 戸以上 100 戸未満	40,000 円
100 戸以上	60,000 円

令和〇〇年度 〇〇自主防災組織 設立・活動事業計画書

〇〇自主防災組織

会長 〇〇 〇〇

月 別	事 業 内 容
4	<ul style="list-style-type: none"> 役員会：自主防災組織の必要性を検討 場所 〇〇公民館 役員名 △△会長、□□副会長外 内容 役員会において設立の必要性を確認し、総会において審議することとする。7月に総会開催予定。
5	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織結成について町と協議 △△会長、□□副会長が町安全安心課で事前協議を行う。
6	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織結成について総会で審議（可決） 場所 〇〇公民館 役員名 △△会長、□□副会長外 出席 〇〇名 内容 総会において、〇〇自主防災組織の設立について審議する。
7	
8	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織設立についての補助金交付申請手続き
9	
10	<ul style="list-style-type: none"> 防災資機材の購入 防災資機材（バール、スコップ等）を購入予定。
11	
12	<ul style="list-style-type: none"> 〇〇自主防災会 防災訓練実施 防災訓練を実施予定 場所 〇〇公園 内容 避難訓練、炊き出し等
1	<ul style="list-style-type: none"> 防災資機材の点検
2	<ul style="list-style-type: none"> 次年度活動方針の打ち合わせ 場所 〇〇公民館 役員名 △△会長、□□副会長外 内容 次年度の活動内容の方針を協議する。
3	<ul style="list-style-type: none"> 次年度活動方針を決定したので、次回の総会で審議する。 設立支援補助金の実績報告を行う。 設立支援補助金の交付

令和〇〇年度 ○自主防災組織 歳入歳出予算書

歳入

区分	本年度予算額	説明
会費	50,000	500円/戸×100戸
補助金	91,333	※町補助金については、下記の「補助金合計 D」欄の金額を転記
雑入	500	利息
繰越金	30,000	①会費や繰越金、雑入があれば記入
合計	171,833	⑦合計額を記入

歳出

区分	本年度予算額	内補助対象経費	説明
会議費	12,000	12,000	会場借上料
事業費	100,000	100,000	防災資機材購入 80,000円 防災訓練経費 20,000円
事務費	5,000	5,000	コピー用紙等事務用品
雑費	0	0	③補助対象経費を記入
繰越金	54,833		②本年度の予算を記入
合計	171,833	117,000	⑨繰越金を記入

⑧歳入の合計額を転記

④補助対象経費合計額を記入し、下へ転記

活動支援補助金額

補助対象経費 合計	A	117,000円	
基準額以内の部分	B	40,000円	
基準額を超える部分	C	$77,000円 \times 2/3 = 51,333円$	(A-B) × 2/3、(※小数点以下切捨て)
補助金合計	D	91,333円	B+C (※上限 15万円)
自己負担分	E	25,667円	A-D (補助対象経費－補助金)

⑤補助金、自己負担の金額を記入



様式第3号

斑鳩町自主防災組織設立・活動支援補助金実績報告書

斑鳩町長 中西和夫様

報告日を記入してください。

年 月 日

住所

自治会等の名称

代表者名

連絡先

自主防災組織の名称、代表者の住所・氏名・電話番号を記入してください。

斑鳩町自主防災組織設立及び活動支援補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり報告します。

補助金申請時の4月1日現在の戸数を記入してください。

1. 設立自治会等及び戸数

戸

2. 設立年月日 年 月 日

設立年月日を記入してください。

3. 指令年月日及び指令番号

年 月 日

様式2号 補助金交付決定通知書に記載の指令年月日及び指令番号を記入してください。

斑鳩町指令第 号

4. 補助金交付決定額

円

5. 添付資料

(1) 設立及び活動事業実施報告書

(2) 収支決算書

(3) その他

事業実施後の実績報告する補助金の金額を記入してください。

※添付資料「歳入歳出決算書」の歳入補助金の金額を転記

令和〇〇年度 〇〇自主防災組織 設立・活動事業実績報告書

〇〇自主防災組織

会長 〇〇 〇〇

月 別	事 業 内 容
4	<ul style="list-style-type: none"> ・役員会：自主防災組織の必要性を検討 場所 〇〇公民館 役員名 △△会長、□□副会長外 内容 役員会において設立の必要性を確認したので、総会において審議することとする。7月に総会開催。
5	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織結成について町と協議 △△会長、□□副会長外が町安全安心課で事前協議を行った。
6	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織結成について総会で審議（可決） 場所 〇〇公民館 役員名 △△会長、□□副会長外 出席 〇〇名 内容 総会において審議した結果、〇〇自主防災組織の設立について可決した。
7	
8	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織設立についての補助金交付申請手続き 令和 年 月 日付けで補助金の交付申請を行った。
9	<ul style="list-style-type: none"> ・設立支援補助金の交付決定 令和 年 月 日付け補助指令 号で補助金の交付決定を受けた。
10	<ul style="list-style-type: none"> ・防災資機材の購入 防災資機材（バール、スコップ等）を購入した。
11	
12	<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇自主防災会 防災訓練実施 防災訓練を実施 場所 〇〇公園 内容 避難訓練、炊き出し等 出席 〇〇名
1	<ul style="list-style-type: none"> ・防災資機材の点検
2	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度活動方針の打ち合わせ 場所 〇〇公民館 役員名 △△会長、□□副会長外 内容 次年度の活動内容の方針を協議した。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度活動方針を決定したので、次回の総会で審議する。 設立支援補助金の実績報告 令和 年 月 日付けで補助金の実績報告を行った。

※決算書には領収書を添付してください。

令和〇〇年度 ○自主防災組織 歳入歳出決算書

歳入

区分	本年度決算額	説明
会費	50,000	500円/戸×100戸
補助金	85,666	※町補助金については、下記の「補助金合計 D」欄の金額を転記 ⑥「補助金合計 D」欄の金額を記入。設立時は世帯数に応じた金額を記入
雑入	150	利息
繰越金	30,000	①会費や繰越金、雑入があれば記入
合計	165,816	⑦合計額を記入

歳出

区分	本年度決算額	内補助対象経費	説明
会議費	6,000	6,000	会場借上料
事業費	98,020	98,020	防災資機材購入 78,020円 防災訓練経費 20,000円
事務費	3,500	3,500	コピー用紙等事務用品
雑費	980	980	③補助対象経費を記入
繰越金			②本年度の決算額を記入
合計	165,816	108,500	⑨繰越金を記入

⑧歳入の合計額を転記

④補助対象経費合計額を記入し、下へ転記

活動支援補助金額

補助対象経費 合計	A	108,500円	
基準額以内の部分	B	40,000円	
基準額を超える部分	C	$68,500円 \times 2/3 = 45,666円$	(A-B)×2/3、(※小数点以下切捨て)
補助金合計	D	85,666円	B+C (※上限15万円)
自己負担分	E	22,834円	A-D (補助対象経費-補助金)

⑤補助金、自己負担の金額を記入



様式第5号

斑鳩町自主防災組織設立・活動支援補助金交付請求書

斑鳩町長 中西和夫様

請求日を記入してください。

年 月 日

住所

自主防災組織の名称、代表者の住所・氏名・電話番号を記入してください。

自治会等の名称

代表者名

連絡先

斑鳩町自主防災組織設立及び活動支援補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり請求します。

1. 補助金請求額

円

設立支援補助金

円

活動支援補助金

円

様式第4号 斑鳩町自主防災組織設立・活動支援補助金確定通知書に記載の補助金の区分及び補助金額を記入してください。

上記の補助金は、次の口座に振り込んでください。

銀行名	〇〇銀行	支店名	〇〇支店
口座種別	普通・当座	口座番号	〇〇〇〇〇〇〇
フリガナ	〇〇ジチカイ 〇〇 (ヤクショクメイをカタカナで) イカルガ タロウ		
口座名義	〇〇自治会 〇〇 (役職名) 斑鳩 太郎		

※口座名義は、登録されている名義をそのまま記入して下さい。

各種申請書類

様式第 1 号

斑鳩町自主防災組織設立・活動支援補助金交付申請書

斑鳩町長 中西和夫様

年 月 日

住所

自治会等の名称

代表者名

連絡先

斑鳩町自主防災組織設立及び活動支援補助金交付要綱第 7 条の規定により、次のとおり申請します。

1. 設立自治会等及び戸数

戸

2. 設立年月日 年 月 日

3. 補助金交付申請額

設立支援補助金 円

活動支援補助金 円

4. 添付資料

(1) 設立及び活動事業計画書、収支予算書

(2) 自主防災組織の規約及び防災計画

(3) その他

自主防災組織 設立・活動事業計画書

自主防災組織

会長

月 別	事 業 内 容
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
1	
2	
3	

年度

自主防災組織 歳入歳出予算書

歳入

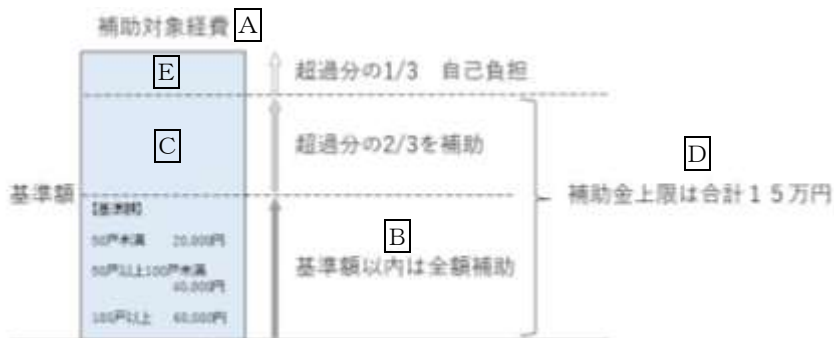
区分	本年度予算額	説明
会 費		
補助金		※町補助金については、下記の「補助金合計 D」欄の金額を転記
雑 入		
繰越金		
合 計		

歳出

区分	本年度予算額	内補助対象経費	説明
会議費			
事業費			
事務費			
雑 費			
繰越金			
合 計			

活動支援補助金額

補助対象経費 合計	A	円	
基準額以内の部分	B	円	
基準額を超える部分	C	円 × 2/3 =	円 (A-B) × 2/3、(※小数点以下切捨て)
補助金合計	D	円	B+C (※上限 15 万円)
自己負担分	E	円	A-D (補助対象経費 - 補助金)



様式第2号

斑鳩町自主防災組織設立・活動支援補助金交付決定通知書

住所

自治会等の名称

代表者名

様

斑鳩町指令第 号

年 月 日

斑鳩町長 印

年 月 日 付けで申請のあった補助金の交付については、
斑鳩町自主防災組織設立及び活動支援補助金交付要綱第8条第1項の規定により、次
のとおり決定したので通知します。

補助金交付額 円

設立支援補助金 円

活動支援補助金 円

様式第3号

斑鳩町自主防災組織設立・活動支援補助金実績報告書

斑鳩町長 様

年 月 日

住所

自治会等の名称

代表者名

連絡先

斑鳩町自主防災組織設立及び活動支援補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり報告します。

1. 戸数 戸
2. 設立年月日 年 月 日
3. 指令年月日及び指令番号
年 月 日 斑鳩町指令第 号
4. 補助金交付決定額 円
5. 添付資料
 - (1) 設立及び活動事業実施報告書
 - (2) 収支決算書
 - (3) その他

自主防災組織 設立・活動事業実績報告書

自主防災組織

会長

月 別	事 業 内 容
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
1	
2	
3	

※決算書には領収書を添付してください。

年度 自主防災組織 歳入歳出決算書

歳入

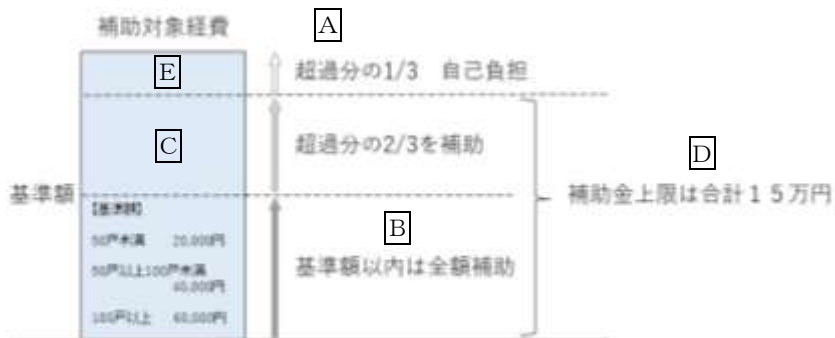
区分	本年度決算額	説明
会 費		
補助金		※町補助金については、下記の「補助金合計 D」欄の金額を転記
雑 入		
繰越金		
合 計		

歳出

区分	本年度決算額	内補助対象経費	説明
会議費			
事業費			
事務費			
雑 費			
繰越金			
合 計			

活動支援補助金額

補助対象経費 合計	A	円	
基準額以内の部分	B	円	
基準額を超える部分	C	円 × 2/3 =	円 (A-B) × 2/3、(※小数点以下切捨て)
補助金合計	D	円	B+C (※上限 15 万円)
自己負担分	E	円	A-D (補助対象経費 - 補助金)



様式第4号

斑鳩町自主防災組織設立・活動支援補助金確定通知書

住所

自治会等の名称

代表者名 様

斑鳩町指令第 号

年 月 日

斑鳩町長

年 月 日 付けで実績報告のあった補助金については、
斑鳩町自主防災組織設立及び活動支援補助金交付要綱第11条の規定により、次のと
おり決定したので通知します。

補助金交付額 円

設立支援補助金 円

活動支援補助金 円

様式第5号

斑鳩町自主防災組織設立・活動支援補助金交付請求書

斑鳩町長 様

年 月 日

住所

自治会等の名称

代表者名

連絡先

斑鳩町自主防災組織設立及び活動支援補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり請求します。

1. 補助金請求額 円

設立支援補助金 円

活動支援補助金 円

上記の補助金は、次の口座に振り込んでください。

銀行名		支店名	
口座種別	普通・当座	口座番号
フリガナ			
口座名義			

Q & A

1. 制度全体について

- Q1. 補助金にはどんな種類がありますか？
- A. 次の2種類があります。
設立支援補助金（設立年度のみ）
活動支援補助金（翌年度以降、毎年申請可能）
- Q2. どのような団体が対象になりますか？
- A. 自治会等を主体として結成された自主防災組織が対象です。
- Q3. 個人や任意グループでも申請できますか？
- A. できません。自治会等の地域組織として結成されている必要があります。

2. 設立支援補助金について

- Q4. 設立支援補助金はいくらもらえますか？
- A. 世帯数に応じて以下のとおりです。
50戸未満：50,000円
50～100戸未満：100,000円
100戸以上：150,000円
- Q5. 何に使えますか？
- A. 主に以下のような初期整備に使えます。
・防災資機材の購入
・組織立ち上げに必要な物品等
- Q6. 設立前に購入した物品も対象になりますか？
- A. 原則として対象外です。交付決定後に実施した事業が対象になります。

3. 活動支援補助金について

- Q7. 活動支援補助金の計算方法が分かりません。
- A. 以下の仕組みです。（令和8年度以降）
・基準額までは全額補助（自己負担なし）
・基準額を超えた分は2/3補助
・上限は150,000円
- Q8. 基準額はいくらですか？
- A. 世帯数に応じて異なります。
50戸未満：20,000円
50～100戸未満：40,000円
100戸以上：60,000円
- Q9. 具体例を教えてください。
- A. 例（50～100戸未満の場合）
経費：100,000円
基準額：40,000円 → 全額補助
残り60,000円 → 2/3補助＝40,000円
→ 合計補助額：80,000円
- Q10. 補助金は必ず満額もらえますか？
- A. いいえ。実際に支出した額（実費）に基づいて計算されます。

4. 対象経費について

Q11. どんな経費が対象になりますか？

- A. 主な例は以下のとおりです。
- ・防災訓練費（資材・飲料・炊き出し材料など）
 - ・講師謝礼
 - ・会場使用料
 - ・防災資機材の購入・修繕
 - ・コピー用紙などの事務費（活動に関係するもの）

Q12. 対象外になるものはありますか？

- A. 以下は対象外となる場合があります。
- ・個人的な用途の物品
 - ・防災活動と関係のない経費
 - ・領収書がないもの
 - ・過度に高額・不適切と判断されるもの

Q13. 飲食費は対象になりますか？

- A. 防災訓練に伴う飲料水や炊き出し材料は対象ですが、単なる懇親会等の飲食は対象外です。

5. 申請手続きについて

Q14. 申請の流れを教えてください。

- A. 基本的な流れは以下のとおりです。
1. 申請書提出
 2. 交付決定
 3. 事業実施
 4. 実績報告（3月31日まで）
 5. 補助金額確定
 6. 請求書提出
 7. 振込

Q15. 申請はいつまでにすればいいですか？

- A. 随時受付していますが、実績報告は年度内（3月31日まで）に必要です。

Q16. 事前相談は必要ですか？

- A. 設立の場合は、事前に安全安心課へ連絡してください。

Q17. 申請に必要な書類は？

- A. 主なものは以下です。
- ・交付申請書
 - ・事業計画書
 - ・収支予算書
 - ・規約、防災計画（設立時）

6. 実績報告・請求について

Q18. 領収書は必要ですか？

- A. 必要です。すべての支出について添付してください。

Q19. 実績報告を出さないとどうなりますか？

- A. 補助金が支払われません。

Q20. 補助金はいつ振り込まれますか？

- A. 請求書提出後、当月または翌月に振込されます。

7. よくある注意点

- Q21. 予算と決算が違って大丈夫ですか？
A. 問題ありませんが、実績に基づいて補助額が確定します。
- Q22. 年度をまたいで使えますか？
A. 原則として、その年度内の事業・支出が対象です。
- Q23. 他の補助金と併用できますか？
A. 町の他の補助金との併用はできません。
- Q24. 繰越金はどう扱えばいいですか？
A. 次年度の予算として適切に計上してください。

8. その他

- Q25. どこに相談すればいいですか？
A. 斑鳩町役場 安全安心課までお気軽にお問い合わせください。
TEL 0745-74-1001 FAX 0745-74-1011
メール anzen@town.ikaruga.nara.jp